

令和6年度 社会福祉法人 葛尾村社会福祉協議会 事業計画（案）

1. 基本理念

「 地域の繋がりを保ち 誰もが安心した生活を営める 福祉の村づくり 」

2. 基本目標

基本目標1 安心できる暮らしの確保

安心して暮らすためには、健康が第一。村民の健康維持・増進意識を高め、更には住民同士による見守り合いやご近所付き合いを大事にします。

また、地域で支援が必要な方々を地域で把握できるよう、地域の皆様と要支援者の方々を見える化（マッピング）します。防犯・防災意識の普及啓発にも取り組みます。避難先にいらっしゃる方々への訪問等も継続し、傾聴や相談できる窓口として今後も支援していきます。

基本目標2 福祉サービスの充実

当村唯一の介護事業所として、各種サービスの充実に努めます。また、制度にとらわれないサービスの創出にも取り組みます。また、わかりやすい情報の公開・情報の伝達にも取り組みます。

基本目標3 地域の支え合い活動の促進

地域支え合いは木に例えるなら根にあたります。そのために住民相互の支え合いの支援、地域コミュニティーの再構築支援やボランティア活動の普及に取り組みます。また、地域交流サロン等を住民主体で開催できるよう支援します。

基本目標4 地域福祉の担い手づくり

地域福祉の担い手づくりのために各種講座を開催し意識の啓発に努めます。また、年代を問わず福祉教育に注力し次世代の担い手を育成します。

福祉協力員制度の仕組みを作り、当村地域福祉の推進に取り組みます。

3. 基本方針

葛尾村は東日本大震災に起因する原子力発電所事故による全村避難から、平成28年6月に帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除され、住民の暮らしが戻りました、令和4年6月に帰還困難区域内の特定復興再生拠点における避難指示が解除となり多くの地域で人々の暮らしが戻ることが可能となりました。

しかしながら、未だ住民の約7割の方々が避難先で生活しているのが現状です。

当初は村へ帰村する方々は徐々に増加したものの、近年は横ばいの状況であり、今後急激な増加は見込めない状況です。

また、避難による地域のコミュニティの希薄化や避難先での孤立や生活困窮など様々な福祉的課題が顕在化している状況を鑑み、社会福祉協議会としては、継続して見守り相談支援を行うとともに、包括的な相談支援体制の整備や住民同士による支え合いを推進しコミュニティの再構築を推し進めて参ります。

更に、潜在化する福祉的ニーズを把握し、複雑・深刻化する課題解決のために職員の更なる資質の向上を目指します。

新たに、法人後見事業への対応を見据え、福祉専門職として業務に必要な知識・技術を習得するため積極的な研修会の受講等を実施し、地域福祉推進の中核を担う公共性及び公益性の高い法人として、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性を図り、より一層の経営体制の強化に努めてまいります。

4. 重点事業

1. 訪問活動・見守り活動を推進し村民の実態把握に努める。
2. 地域の繋がりづくり・介護予防事業の充実に努める。
3. 介護保険サービスの充実に努める。
4. 地域包括ケアシステムの推進・深化に努める。
5. 地域福祉活動計画に沿った事業の実施。
6. 職員研修及び資格取得の推進に努める。

5. 事業内容

(1) 法人運営事業

- ①理事会・評議員会・監事会の開催
- ②役員等研修会の実施 **新規**
- ③会員会費の徴収
- ④適正・適切な予算執行
- ⑤法人後見制度の仕組み構築 **新規**
- ⑥職員の研修機会の確保及び資格取得の推進
- ⑦職員人事評価制度の実施
- ⑧地域福祉活動計画 推進・評価委員会の開催
- ⑨文書管理仕組みの構築
- ⑩社協だより発行及びホームページ・SNS等の活用による情報発信の充実

(2) 地域福祉推進事業及び福祉団体の支援

- ①生活支援体制整備事業による、地域の繋がりづくりの支援、お宝の発見・取材、お宝講座の開催等
- ②地域交流サロン・茶話会・住民交流会・一人暮らし高齢者等会食会等の開催
- ③ボランティア活動・福祉教育の推進
- ④生活支援サービス「おたがいさま」事業の推進（外出支援）三春町
- ⑤外出支援サービス事業の実施（村：委託事業）
- ⑥緊急食料等支援事業（フードバンク）
- ⑦安心サポート事業（日常生活自立支援事業）の推進
- ⑧生活福祉資金及び生活援助資金の貸付
- ⑨老人クラブ・身体障害者福祉会・心身障がい児者親の会・遺族会等の支援
- ⑩民生児童委員協議会の援助協力
- ⑪共同募金・歳末助け合い募金の推進
- ⑫日赤事業の推進・赤十字奉仕団の支援

(3) 地域包括支援センター事業（村：委託事業）

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③介護予防ケアマネジメント業務
- ④包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ⑤地域ケア会議の推進業務
- ⑥認知症総合支援業務
- ⑦生活支援体制整備事業の推進（お宝講座・お茶飲み会・お宝の取材等）
- ⑧配食サービス・外出支援サービス利用促進

(4) 地域密着型通所介護事業（社協：自主事業）

要介護及び要支援状態にある高齢者等に対し、送迎、入浴、食事、レクリエーション等その他必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などのサービスを提供し、利用者の心身機能の維持向上や家族の介護負担の軽減を行います。

○サービス内容：送迎、入浴、食事、健康管理、日常生活動作訓練
レクリエーション ほか

○サービス提供時間：9時30分～15時45分

(5) 居宅介護支援事業（社協：自主事業）

要介護認定を受けた人が自宅で介護サービスなどを利用しながら生活できるように介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人・家族の心身の状況や生活環境、希望等に沿って、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランにもとづいて介護保険サービスなどを提供する事業所との連絡・調整などを行います。要介護認定訪問調査も実施。

(6) 被災者生活支援事業（村：委託事業）

①総合相談・訪問活動事業

帰村した住民宅等を訪問し日常生活や困りごと等の相談に応じ、必要に応じてアドバイスをを行うと共に、専門的な相談については関係機関との連絡調整を図りながら相談・支援を行う。

場 所 住民宅、みどり荘 等
時 間 9時00分～17時00分
期 日 平日（年末年始を除く）

②地域交流サロン・健康づくり事業等の運営

サロン活動は住民の自主的な活動が原則であるが、みどり荘等において住民相互の仲間づくりを支援する貴重な機会と位置づけ、住民の実情を踏まえながら交流を図れるよう支援していく。また、介護予防等健康づくり事業を実施し、健康意識を高め、健康維持、増進、運動不足の解消を計れるよう事業を実施していく。これらの事業を通して住民相互の繋がりづくりを支援する。

③生きがいデイサービス事業

介護認定を受けていない高齢者等の交流の場を提供し、利用者の心身機能の維持向上と健康維持・増進のために生きがいデイサービスを行う。

○サービス内容：送迎、入浴、食事、健康管理、日常生活動作訓練
レクリエーション ほか

○サービス提供時間：9時30分～15時45分

(7) 生活支援相談員等配置事業（県社協：委託事業）

復興住宅、再建先住宅等に居住する支援を必要とする村民宅の訪問・見守り活動を行い、様々な相談に応じると共に、関係機関と連絡調整を図りながら必要な支援を行って参ります。また、交流サロン・茶話会等を行いながら村民相互の繋がり維持が図れるよう支援を続けます。

また昨年度配置した、避難者地域支援コーディネーター業務を深化させ避難先に居住する村民が避難先の地域に定着出来るよう、避難先自治体・社会福祉協議会・その地域等への行事に参加できるよう参加支援を進めてまいります。